

議案第 56 号

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 1 月 30 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例

(勝山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 勝山市水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年勝山市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

勝山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。

第 7 条第 1 項中「市長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「負担付きの」を「、負担付きの」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「ものとする」を「ものとし、管理者の権限は、市長が行う」に改め、同条第 2 項中「水道事業の」を「、上下水道事業の管理者の権限に属する」に、「上下水道課を」を「、上下水道課を」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、別表第 1 に定めるところによる。
- (2) 給水人口は、23,400 人とする。
- (3) 1 日最大給水量は、17,000 立方メートルとする。

- 3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域は、勝山市の区域のうち、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画の区域とする。
- (2) 計画処理人口は、18,110 人とする。
- (3) 1 日最大計画汚水量は、14,200 立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域は、別表第2に定めるとおりとする。
- (2) 計画処理人口は、4,200人とする。
- (3) 1日最大計画汚水量は、1,352立方メートルとする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附則の次に別表として次の1表を加える。

別表第1(第3条関係)

給水区域

地区	給水区域
勝山	元町、昭和町、旭町、旭毛屋町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、郡原、芳野原
猪野瀬	猪野口、若猪野、高島、西高島、毛屋、猪野、片瀬、片瀬町
平泉寺	平泉寺、岡横江、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、経塚、上野、大矢谷
村岡	滝波町、郡町、五本寺、黒原、栃神谷、寺尾、浄土寺、長山町
野向	龍谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又
荒土	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、西ヶ原、新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
北郷	西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、伊知地、坂東島、上野
遅羽	下荒井、嶗崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
鹿谷	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村
北谷	木根橋、北六呂師、谷、河合の一部

別表第1(第3条関係)の次に別表として次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

処理区域

排水処理施設の名称	処理区域
神谷地区農業集落排水処理施設	村岡町栃神谷、野向町薬師神谷
北野津又地区農業集落排水処理施設	野向町北野津又
勝山西部地区農業集落排水処理施設	北郷町西妙金島、北郷町檜曾谷、北郷町新町、北郷町志比原、北郷町上森川、北郷町下森川、北郷町東野、北郷町上野、荒土町中清水
勝山東部地区農業集落排水処理施設	平泉寺町赤尾、平泉寺町笹尾、平泉寺町大渡、平泉寺町壁倉、平泉寺町岩ヶ野、平泉寺町大矢谷、平泉寺町神野、平泉寺町経塚、平泉寺町上野、遅羽町下荒井
伊知地・坂東島地区農業集落排水処理施設	北郷町伊知地、北郷町坂東島

(勝山市下水道条例の一部改正)

第2条 勝山市下水道条例(昭和57年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として、公共下水道を設置し、その」を「この条例は、本市の公共下水道の」に、「ついては」を「ついて」に、「この条例の定めるところによる」を「必要な事項を定めることを目的とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「、又は」を「又は」に改め、同条第2号中「規則」を「規程」に改め、同条第3号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第5条第1項、第6条第3項、第7条第1項ただし書及び第2項、第9条第2項、第12条第1項並びに第12条の2中「規則」を「規程」に改める。

第12条の4第4項第1号中「使用」の次に「日数が15日を超えないときで、使用」を加え、同項第2号中「使用」の次に「日数が15日を超えたとき、又は使用」を加え、「超える」を「超えた」に改める。

第13条第2項及び第17条中「規則」を「規程」に改める。

第18条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則」を「規程」に改める。

(勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年勝山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「使用者が」を「、使用者が」に、「、管理」を「又は管理」に改める。

第3条中「名称及び」の次に「位置は、別表に掲げるとおりとし、」を加え、「別表第1に掲げるとおり」を「勝山市水道事業及び下水道

事業の設置等に関する条例(昭和 41 年勝山市条例第 48 号)別表第 2 に定める区域」に改める。

第 4 条ただし書中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第 8 条第 1 項中「規則」を「規程」に改める。

第 10 条第 1 項ただし書中「規則」を「規程」に改め、同条第 2 項中「規則(平成 14 年勝山市規則第 11 号)」を「規程」に改める。

第 14 条第 2 項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第 15 条第 3 項第 1 号中「使用」の次に「日数が 15 日を超えないときで、使用」を加え、同項第 2 号中「使用」の次に「日数が 15 日を超えたとき、又は使用」を加え、「超える」を「超えた」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 25 条中「規則」を「規程」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

排水処理施設の名称	処理施設の位置
神谷地区農業集落排水処理施設	野向町薬師神谷第 44 号 10 番地
北野津又地区農業集落排水処理施設	野向町北野津又第 110 号 31 番地 2
勝山西部地区農業集落排水処理施設	北郷町東野第 44 号 19 番地
勝山東部地区農業集落排水処理施設	平泉寺町大渡第 10 号 44 番地 1
伊知地・坂東島地区農業集落排水処理施設	北郷町坂東島第 43 号 2 番地 8

(勝山市水道事業給水条例の一部を改正)

第 4 条 勝山市水道事業給水条例(平成 10 年勝山市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「、給水人口及び 1 日最大給水量」を削り、同条第 1 項中「別表に定めるところによる」を「勝山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年勝山市条例第 48 号)別表第 1 に定める区域とする」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 3 条中「市長」を「水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第 5 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第 2 項中「これに代わる書類」を「民法(明治 29 年法律第 89 号)第 213 条の 2 第 3 項の通知をした旨の誓約書」に改め、同条第 3 項を削る。

第 8 条第 2 項中「しゅん工」を「竣工」に改める。

第 11 条第 1 項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第 2 項中「しゅん工」を「竣工」に改める。

第 13 条第 2 項ただし書及び第 17 条第 1 項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 24 条第 2 項中「第 1 項に基づき」を削る。

第 27 条第 1 項中「中途」を「途中」に、「又は使用をやめたときの」を「休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している水道の使用を

再開したときの」に改め、同項第1号中「ときは、」を「ときで、水量が5立方メートル以下のときは、」に、「は半月分とする。」を「の2分の1の金額」に改め、同項第2号中「ときは、」を「とき、又は水量が5立方メートルを超えたときは、」に、「基本料金は1か月分とする。」を「1月分として算定した金額」に改める。

第28条第1項ただし書及び第29条第3項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第30条第2項中「、又は」を「又は」に改め、同条第4項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第31条第2項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第34条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第37条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

別表を削る。

(勝山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 勝山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和57年勝山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第6条第4項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第11条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則」を「規程」に改める。

(勝山市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第6条 勝山市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成5年勝山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「住宅」の次に「又は住宅の建築を予定している土地」を加え、「にかかる」を「に係る」に改め、同条第2項中「施設」の次に「又は住宅以外の施設の建築を予定している土地」を加え、「にかかる分担金の額は」を「に係る分担金の額は、」に改める。

第6条第1項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第7条中「規則」を「規程」に改める。

(勝山市公共下水道の構造の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 勝山市公共下水道の構造の基準等に関する条例(平成25年勝山市条例第30号)の一部を次のとおり改正する。

第4条第3号及び第5号、第5条第1号、第6条第2号並びに第8条第6号中「規則」を「規程」に改める。

(勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

第8条 勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成25年勝山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

(勝山市下水道事業特別会計条例の廃止)

第9条 勝山市下水道事業特別会計条例(昭和52年勝山市条例第11号)は、廃止する。

(勝山市農業集落排水事業特別会計条例の廃止)

第 10 条 勝山市農業集落排水事業特別会計条例(平成 5 年勝山市条例第 13 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。